

○奈良県警察会計事務監査規程（平成16年3月17日本部訓令第2号）

[沿革] 平成16年4月本部訓令第10号改正

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良県警察における会計事務の監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（監査の目的）

第2条 監査は、警察部内における会計事務の処理に関して、当該事務に係る帳簿、金庫及び書類の管理、整備状況等の点検を通じて検証するとともに、不適正な処理を早期に発見し、的確な是正措置を講じることにより、適正な会計事務の保持を図ることを目的とする。

（監査の種類）

第3条 監査の種類は、定期監査及び随時監査とする。

（監査の実施）

第4条 定期監査は、警察本部長（以下「本部長」という。）が次条に定める計画に基づいて、毎年度1回以上実施するものとする。

2 随時監査は、本部長が特に必要があると認めるときに、その都度、実施するものとする。

3 本部長は、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）に前2項の監査を実施させるものとする。

4 会計課長は、監査を実施するときは、会計課員を補助者として監査に従事させるものとする。

（監査実施計画）

第5条 本部長は、毎年度末までに、翌年度の定期監査を実施するための計画（以下「監査実施計画」という。）を策定するものとする。

2 監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 監査の時期

(2) 監査の対象とする所属

(3) 監査の実施項目（以下「監査項目」という。）

(4) その他監査の実施に関し必要と認められる事項

3 本部長は、監査実施計画を策定したときは、当該実施計画について各所属の長（以下「所属長」という。）に通達するものとする。

（監査実施計画の変更）

第6条 本部長は、監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、監査実施計画を変更することができる。

2 本部長は、前項の規定により監査実施計画を変更した場合は、変更後の監査実施計画について所属長に通達するものとする。

(受監者)

第7条 監査を受ける職員（以下「受監者」という。）は、所属長及び当該所属の会計事務を担当する職員とする。

(会計課長の権限)

第8条 会計課長は、監査を実施するに当たり必要があると認めるときは、次の措置をとることができるものとする。

- (1) 帳簿、書類その他必要なものの提示を求め、また、その保管状況を確認すること。
- (2) 金庫及び当該金庫内に保管されているものの管理状況（第9条において「金庫の管理状況」という。）を確認すること。
- (3) 受監者又は当該監査に関係のある職員（以下この項において「関係職員」という。）に説明を求めること。
- (4) 関係職員を指定する場所に招致すること。
- (5) その他必要な調査を関係職員に指示すること。

2 会計課長は、監査項目に関し事務手続等に是正又は改善を要すると認める事項があるときは、その都度、受監者に対し必要な指示をすることができるものとする。

(監査実施上の留意事項)

第9条 会計課長は、監査を実施するに当たり、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料等を十分に確認し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 秘密を厳守すること。
- (4) 当該所属の業務に必要以上の支障を及ぼすことのないように配慮すること。

(立会い)

第10条 会計課長は、金庫の管理状況について監査を実施する場合は、当該金庫を保管・管理する責任者1人以上を立ち合わせなければならない。

(監査結果の報告)

第11条 会計課長は、監査を終了したときは、速やかに文書によりその実施状況を本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、毎年度少なくとも1回、公安委員会に監査の実施状況を報告するものとする。

(監査結果に基づく措置)

第12条 本部長は、会計課長から報告を受けた監査結果に基づき、是正又は改善を要すると認める事項について、当該所属長に対し、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所属長は、是正又は改善した結果について、速やかに会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(会計事務の指導)

第13条 会計課長は、所属長及び当該所属の会計事務を担当する職員に対して、会計事務の取扱いについて指導しなければならない。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月30日本部訓令第10号)

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。